

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日 平成23年6月10日
会社名 メビオファーム株式会社
会社名(英訳) Mebiopharm Co., Ltd.
本店所在地 東京都港区虎ノ門五丁目11番2号
代表者役職氏名 代表取締役社長 藤澤 忠司
問い合わせ先 03-5777-2626
URL <http://www.mebiopharm.com/>
証券コード 4580

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値向上や株主の皆さまをはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を高める観点から、迅速かつ適正な意思決定を図り、それに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監視体制を構築し、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本方針としております。

■ 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
北京泰徳製薬株式会社	273,000	9.66
藤澤 忠司	263,000	9.31
エヌアイエフ産学連携ファンド1号投資事業有限責任組合	200,800	7.11
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	157,000	5.56
ジャフコ産学共創投資事業有限責任組合	125,000	4.42
ユーテック1号投資事業有限責任組合	117,400	4.15
藤澤 久美子	110,000	3.89
エヌアイエフジャパンファンド投資事業有限責任組合	102,000	3.61
柳衛 宏宣	92,000	3.26
S M B C 神戸バイオ・メディカル3号投資事業有限責任組合	76,000	2.69

支配株主(親会社を除く)の有無 なし
親会社の有無 なし

■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 TOKYO AIM
決算期 3月
業種 医薬品
直近事業年度末における(連結)従業員数 100人未満
直近事業年度末における(連結)売上高 100億円未満
直近事業年度末における連結子会社数 10社未満

■ 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

・ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

- (1) 組織形態 監査役設置会社
- (2) 取締役関係
- 定款上の取締役の員数 8名
 - 定款上の取締役の任期 2年
 - 取締役会の議長 社長
 - 取締役の人数 4名
 - 社外取締役の選任状況 選任している
 - イ. 社外取締役の人数 1名
 - ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
丸山 一雄	学者									○

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説	当該社外取締役を選任している理由
丸山 一雄		帝京大学薬学部教授	当社の創業メンバーの一人であり、当社技術の発明者の一人でもあることから、当社事業に精通しており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識を当社の経営に活かしていただきたいため、当社社外取締役として選任しました。当社の研究開発方針、研究開発活動の決定等において、提言を行うなど重要な役割を担っております。

(3) 監査役関係

監査役会の設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、有限責任監査法人トーマツとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。

また、当社は内部監査部門を設置しておりませんが、社長により選任された2名の内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して、日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

イ．社外監査役の数	2名
-----------	----

ロ．社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名
-------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
西沢 良一	公認会計士									○
鈴木 嘉樹										○

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
西沢 良一		西沢公認会計士事務所長	公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
鈴木 嘉樹		星薬科大学薬学部客員講師	

(4) 独立役員関係

独立役員の数	0名
その他独立役員に関する事項	なし

(5) インセンティブ関係

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況： ストックオプション制度の導入
 該当項目に関する補足説明

取締役の経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者： 社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

(6) 取締役報酬関係

(個別の取締役報酬の)開示状況： 個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明

当社では、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

平成23年3月期における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。

ただし、金額には、平成22年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

取締役の年間報酬総額 37,641千円(社外取締役を除く)

監査役の年間報酬総額 627千円(社外監査役を除く)

社外役員の年間報酬額 3,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

(7) 社外取締役(社外監査役)のサポート体制

社外取締役及び社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

■2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は4名の取締役(社外取締役1名)で構成されており、毎月1回定例取締役会を開催しております。また、重要な議案が生じた場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、内部統制実現のため、法令および定款に定める事項や経営上の重要事項等に係る意思決定を行うほか、会社の業務実効に係る報告・確認・監査等を行っております。

(2) 監査役

当社の監査役の構成は監査役総数2名を社外監査役で構成しており、かつ企業経営とコンプライアンスに精通した人材を登用し、取締役会に出席して取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

(3) 内部監査

当社は、組織規程、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。内部監査は、社長が内部監査担当者2名を選任し、監査対象部門からの独立性を確保するとともに、監査役と連携しながら、業務全体にわたる内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言、勧告を行っております。

(4) 会計監査

当社は、会社法第2条第6項で定義される大会社ではなく、かつ、同法第326条第2項に基づく会計監査人を設置しておりませんが、有限責任監査法人トーマツにより金融商品取引法に準じた監査を受けております。

当社は監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役と適宜情報交換を行っております。

(5) 指名、報酬等の決定

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

■3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

・株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1 . 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

■ 2 . I R に関する活動状況

IR 資料のホームページ掲載： 当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、特定証券情報・決算情報等の TOKYO AIM 有価証券上場規程第 26 条に基づく情報を開示するとともに決算説明会資料等も掲載していく予定です。

IR に関する部署（担当者）の設置： 経営管理本部にて対応しております。

■ 3 . ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

・内部統制システム等に関する事項

■ 1 . 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次の通りであります。当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社の経営理念は、社会に役立つ創薬企業として、世の中で必要とされる医療用医薬品を最速にかつ価値を最大化して世界市場に送り出すこと、また世界市場や企業、ネットワークを活用して日本市場への還元を図ることであり、当社は、これを念頭に、当社を取り巻く多様なステークホルダーとの間に良好な関係を築くことを目指して企業活動を行っていかねばならない。

当社がこの経営理念を実現し、社会から存在価値を認めもらうためには、企業の社会的責任というものを十分に自覚した上で、当社が行うすべての事業活動において、法令遵守は言うに及ばず、高い倫理観をもって誠実かつ透明感のある行動を取ることが最重要課題であるものと認識している。

2) 当社は、当社の経営理念の実現に向け、コンプライアンスに関する体制を体系的に整備するため、コンプライアンス規程を定めている。その中で、当会社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、薬事に係る者として高い倫理観を持つべく、以下を定めている。当会社の取扱製品・サービスに係る薬事法等の関係法規を遵守し、許認可取得及び届出、登録等の手続を確実に実施しなければならない。また、日本製薬団体連合会「製薬企業倫理要綱」、日本製薬工業協会「製薬協企業行動憲章」等の業界自主規範をあわせて遵守しなければならない。

3) 当社の役員は、この実践のため企業理念、コンプライアンス規程に従い、当社における企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準及び企業倫理等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行を担当する取締役に、当社の使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

2) 当社の役員・使用人は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な

事実を発見した場合、コンプライアンス規程に従って所属上長または法務担当に報告するものとする。法務担当は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、CEO（代表取締役社長）と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。

- 3) 当社における法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
- 4) 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に当社の役員・使用人に開示し、周知徹底する。
- 5) CEOは、内部監査担当者2名を選任し、これを直轄する。内部監査担当者は、CEOの指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。
- 6) 当社の役員・使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。

- (1)株主総会議事録と関連資料
- (2)取締役会議事録と関連資料
- (3)取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
- (4)取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
- (5)その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

- 2) 取締役会議長は、上記1)における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者（以下、「統制監視責任者」という。）となる。この統制監視責任者の任務には、会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。

- 3) 上記1)に定める文書は、文書管理規程に基づき保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク不確実性）に対処すべく、以下のリスクマネジメント体制の実践的運用を行う。
- 2) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において管理を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部門において行うものとする。
- 3) 各部署の担当取締役は、各部署におけるリスクマネジメント体制の整備状況や問題点の把握を行うとともに、危機発生に際しては担当取締役がその対応を率先して行うものとする。
- 4) 各取締役は、経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクのアセスメントを行い、取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- 5) 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定め対策・解決を図らせるものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
- 2) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程、並びに職務権限規程に定める機関又は手続により必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
- 3) CEOは、当社組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行う。
- 4) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち1名以上は社外取締役とする。当該社外取締役は、当社が定める独立性要件を満足するものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- 2) 取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役の複数名は社外監査役とし、対外透明性を担保する。当該社外監査役は、当社が定める独立性要件を満足するものとする。
- 2) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

■ 2 . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持ちません。

反社会勢力への対応は、会社全体の問題として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、平素より外部機関との連携を強化して反社会勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

. その他

■ 1 . 買収防衛先の導入の有無 なし

■ 2 . その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図 (参考資料) を参照

(2) 適時開示体制の概要

当社は、重要事実に係る情報の管理等について「情報セキュリティポリシー (規程)」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社に係る情報の適時、公正かつ公平な開示を行っております。

重要な経営情報の適時開示にあたっては、社内会議での協議等及び社長の決定ののち、上場証券取引所、報道機関、自社ホームページ等を通じた公開を予定しております。

情報の取扱いについては「情報セキュリティポリシー (規程)」に基づき、各組織の長が当該組織に係る経営情報の管理を行っております。適時開示に該当すると思われる重要な経営情報の開示については、各組織の長が社内会議の協議を経て、社長の決定を得ております。

なお、情報の取扱いに関する啓発については、全社員に対し定期的に研修を実施することにより、情報管理を徹底しております。

(参考資料)

